

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、重機オペレーターとして、港に船から荷揚げされた砂等を大型タイヤショベルでダンプカーに積み込む作業に従事していた。

2 請求人は、○年○月○日、C医療機関（以下「医療機関」という。）に受診し、「うつ病、アルコール依存症」と診断された。

請求人によると、会社社長から、反社会的勢力のところに紹介してやろうか、社長をなめるな、会社をなめるなという趣旨のパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、うつ状態となったという。

3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付け意見書において、○年○月中旬、ICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べており、当審査会としても、請求人の症状経過、医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の労働時間について

ア 始業・終業時刻

請求人の出退勤はタイムカードにより管理されていたことから、その打刻をもって、始業時刻又は終業時刻とみるのが妥当であると判断する。

イ 休憩時間

原処分庁は、請求人の所定休憩時間について、①正午から午後1時までの1時間、②午前6時から正午までの間に2時間、③午後1時30分から午後3時30分までの間に1時間10分の計4時間10分であったと認定している。

(ア) ①の休憩時間について

社長は、①の時間帯を昼休憩であったと申述しているが、請求人は、休憩時間について、要旨、「正午から30分程の間に休憩があるぐらいで、その他に休憩はなかった。」、「昼30分頃にダンプに砂を積んでくれと言われており、積まないと、社長から電話で文句がくるので積んでいた。」

と主張している。この点について、社長は、昼休憩時間にトラックがやってきて積込みすることがあったと申述していることから、請求人の実質的な休憩時間は30分であったとみるのが妥当であると判断する。

(イ) ②及び③の休憩時間について

②及び③の時間帯について、社長はダンプへの積込みがない手待ち時間があった旨申述していることから、②及び③の時間帯は、請求人が自由に利用できる時間であったとは認められず、休憩時間ではないと判断するのが妥当である。

ウ なお、請求人は、退社時はタイムカードを早めに打刻し、その後15分くらい後片付けをしてから帰宅していたと主張しているが、当審査会において一件記録を精査するも、具体的業務内容等が確認できないことから、請求人の上記主張は採用できない。

エ 上記算定方法により請求人の労働時間を集計したところ、別紙2(略)の労働時間集計表のとおりとなる。

なお、請求人は、タイムカードの時間が15分進んでいたと申述しているが、同事実を裏付ける資料は認められないことから、タイムカードの打刻時刻により集計した。

(4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①パワハラ発言があった、②過積載を強要されたなどと主張しているので、以下、認定基準に基づき検討する。

ア パワハラ発言があったとの主張について

請求人は、要旨、「顔を見るなり、反社会的勢力のところに紹介してやろうかと圧力的な言い方をされて、怖くなった。『会社をなめるな』、『私をなめるな』と脅迫まがいの言い方をされて、頭がパニック状態になり、何も言い返せず恐怖感しかなかった。その時から、幻聴、幻覚、自暴自棄になる日々が続いた。」、「医療機関へ受診する〇週間前(〇年〇月〇日)、帰り支度をしていた時、社長が突然、港の現場にやって来て、『えれー、こえー顔をしてるなー。反社会的勢力のどこを紹介してやろうか。』と言われた。」などと主張している。

この点について、社長は、要旨、「(〇年〇月)〇日、請求人が電話して

きて『首にするなら、首にしてくれ!』と言った。会社としても、無断欠勤が続いており、さすがにこのままというわけにはいかないのでは、辞めてもらうよう話をしようと考えたが、すぐに請求人が入院してしまった。」、「(同年)〇月〇日、請求人と話し合った際、請求人が、会社で違反していることを陸運局や監督署に言ってやるといった内容のことを言ったので、『陸運局や監督署や、たとえ反社会的勢力に何か言われようと、私は毅然と対応するから』と答えた。反社会的勢力という言葉を使ったのはこの時だけである。」などと申述しており、請求人の主張を否定している。また、請求人の同僚であるDは、要旨、「請求人が、社長に呼び出され、いきなり『会社を辞めてくれ。なんでそんなに顔が怖いのか』と言われたと言って私に電話してきた。」、「本社事務所に呼び出しを受けた以降、請求人が動かず仕事にならなかったと聞いたことがある。いきなり会社を辞めろと言われると少なからずショックを受けるので、いきなり嫌なことを言われ我慢していたのに頭の中がプツンと切れたんじゃないか。」などと申述している。

上記申述及び一件記録を精査するも、請求人が主張する社長の発言の時期や内容、趣旨が大きく齟齬しており、請求人と社長との間で退職をめぐるやり取りがあったことがうかがえるものの、パワハラがあったとは認められない。

したがって、上記出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討するも、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるほどのトラブルが生じていたとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 過積載を強要されたとの主張について

請求人は、要旨、「大型ダンプ(〇トン)に重機のバケットで〇杯積みば満杯になり、実際には〇トンほど積み込むことになるが、社長から過積載と分かっているにもかかわらず、積み込むように指示があったので、おかしいと思いながらも社長に逆らうわけにもいかないので渋々積み込んでいた。」と申述しているが、社長は、要旨、「取引先ダンプへの積載量は、相手から注文があった分を積み込んでいた。請求人に過積載を強要したわけではないが、取引先に

『過積載だからもう積めない』ということはそれ以前からの付き合いがあるから言えない。」と申述している。また、会社報告書をみると、大型ダンプ〇台の積荷平均は〇.〇m³と記載されており、積荷（砂等）の比重を勘案すると、請求人は過積載となる積込み作業に従事していたものと認められる。

以上の事情に照らすと、請求人は、業務において、取引先ダンプへの過積載となる砂等の積込みを行っており、社長も過積載となることを認識していたと考えられることから、上記出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するといえるが、上記過積載となる積込みは、長年にわたって継続されていたものであるところ、請求人が過積載となる積込みを強く拒んだり、会社が請求人に対し過積載を執拗に命じたり、重いペナルティを課した事実は認められないことから、それほど大きな心理的負荷があったとはいえ、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 恒常的長時間労働について

請求人の時間外労働については、労働時間集計表のとおり、発病前5か月に月100時間を超えている月もあるものの、同僚の場々が、要旨、現場での積込みは1台2分程度であり、1日中忙しくて困るようなことはなかったと述べ、また、会社報告書によると、請求人の業務は、手待ち時間が多く、1日平均2から3時間の簡単な作業しかないと認められることから、その労働密度は薄く、恒常的長時間労働と評価することはできないものと判断する。

(5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つ認められるが、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。